

川本町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び川本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例平成 17 年川本町条例第 3 号）第 4 条の規定に基づき、平成 25 年度川本町人事行政の運営等について概要を公表します。

平成 26 年 9 月 30 日

川本町長 三宅 実

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況 (単位：人)

区 分	任用(平成 26 年 4 月 1 日)				退職(平成 25 年度)		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	3	8	—	4	—	—	1
技能労務職	—	—	—	—	—	—	—

(注) 転任は、任命権者間の異動(町長、教育委員会、議会)

(2) 採用試験の実施状況(平成 25 年度) (単位：人)

区 分	職 種	受験申込者	一次合格者	最終合格者	採用者数
高 卒	一般事務	12	7	2	2
高卒	栄養士	3	3	1	1

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減事由 (単位：人、各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 26 年	平成 25 年		
一般行政部門	議 会	1 人	1 人		
	総 務	19 人	17 人	2	職員の増及び科目変更による
	税 務	2 人	3 人	▲1	税務担当職員の科目変更による
	農林水産	5 人	5 人		
	商 工	2 人	2 人		
	土 木	7 人	6 人	1	
	小計	36 人	34 人	2	
福祉関係部門	民 生	9 人	10 人	▲1	
	衛 生	3 人	2 人	1	
	小計	12 人	12 人		
特別行政部門	教 育	8 人	8 人		
普通会計	計	56 人	54 人		
公 営 企 業 等	水 道	2 人	2 人		
	下 水	0 人	0 人		
	国保会計	3 人	3 人		
	小計	5 人	5 人		
合 計		61 人	59 人	2	条例定数 83 人(H25)

(注) 職員数は一般職員に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み臨時職員又は非常勤職員は除いています。

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標

平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする

目標数値の対象となる職員数は平成 22 年 4 月 1 日現在の 59 名とする

② 第四次定員適正化計画

(単位：人、各年 4 月 1 日現在)

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26
部 門	減 員		▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 5	▲ 1
	増 員		3	2	2	2	2
	差 引		2	1	1	▲ 3	1
	職員数	5 7	5 9	6 0	6 1	5 8	5 9
職員数 (実績)			5 9	5 9	6 0	5 9	

II 職員の給与に関すること

1 人件費の状況 (平成 25 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成 25 年度末現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 20 年度の 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
3,555	3,778,921	45,230	509,787	13.5	13.8

(注) 1 実質収支とは、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものです。

2 人件費には、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含みます。

2 職員給与費の状況 (平成 26 年度普通会計予算)

職員数 (A)	給 与 費				一人あたり 給与費(B/A)
	給 料	職員手当	勤労・勤手手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
56	202,462	26,947	71,434	300,843	5,372

(注) 1 普通会計とは、一般会計と住宅新築資金等貸付会計を合わせたものをいいます。

2 職員給与費とは、人件費のうち一般職員に支給される給料、諸手当のことをいいます。
職員手当には退職手当は含まれていません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
301,480 円	339,811 円	39.6 歳	—	—	—

(注) 1 一般行政職とは、職員の職種区分で税務職・看護保健職・企業職・技能労務職・教育公務員を除く一般的な行政事務に携わる職種のことをいいます。

2 平均給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当を合わせたものをいいます。

4 職員の初任給の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	川 本 町		国		
	決 定 初 任 給	採 用 2 年 経 過 後 給 料 額	決 定 初 任 給	採 用 2 年 経 過 後 給 料 額	
一般行政職	大学卒	172,200 円	184,200 円	172,200 円	184,200 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒 (経験年数 8 年) 220,300 円	(経験年数 15 年) 310,100 円	(経験年数 22 年) 376,100 円
	高校卒 —	(経験年数 17 年) 281,000 円	(経験年数 19 年) 310,100 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

6 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
標準的な 職務内容	主 事	主任主事	係 長 主 幹	係 長	課長補佐	課 長 局 長 室 長	
職 員 数	11 人	7 人	5 人	11 人	8 人	9 人	
構 成 比	21.57%	13.73%	9.80%	21.57%	15.69%	17.65%	
参 考	1 年前の 構 成 比	18.8%	10.4%	27.1%	8.3%	18.8%	16.7%
	5 年前の 構 成 比	10.9%	0.0%	36.9%	10.9%	21.7%	19.6%

(注) 1 川本町の給与条例に基づく給料表の、級区分による一般行政職の職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 給与制度の見直し(級構成の再編 8 級制→6 級制)平成 18 年 4 月 1 日改正

7 ラスパイレス指数の状況

(各年 4 月 1 日現在)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
川本 町	106.0%	93.4%	92.5%	91.5%	89.9%	90.9%
県内町村	103.8%	98.1%	95.4%	93.3%	93.5%	92.3%

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

8 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

川 本 町			国		
1 人当たり平均支給額 (平成 25 年度) 1,275 千円					
(平成 25 年度支給割合)			(平成 25 年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6 月期	1.25 月分	0.675 月分	6 月期	1.225 月分	0.675 月分
12 月期	1.35 月分	0.675 月分	12 月期	1.375 月分	0.675 月分
計	2.60 月分	1.350 月分	計	2.60 月分	1.350 月分
職制上の段階、職務の級等による 加算措置			職制上の段階、職務の級等による 加算措置		
・役職加算 5~10%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 なし			・管理職加算 10~20%		

(2) 退職手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

川 本 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月分	28.98 月分	勤続 20 年	21.62 月分	28.98 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(3) 扶養手当、住居手当、通勤手当

区 分	内容及び支給単価	国の制度 との異同	支給実績 (平成 25 年度)	
扶養手当	配偶者	13,000 円	同 じ	7,059 千円
	配偶者以外の扶養親族	6,500 円		
	配偶者のない場合の 1 人	11,000 円		
	特定期間(満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末) の子の加算	5,000 円		
住居手当	借家・借間居住者 家賃が 23,000 円以下の場合	家賃-12,000 円	同 じ	2,806 千円
	家賃が 23,000 円を超える場合 (家賃-23,000 円)×1/2+11,000 円			
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額	55,000 円	同 じ	2,261 千円
	交通用具使用者 2 キロ~60 キロ以上	2,000 円~24,500 円		

(4) 特殊勤務手当

(平成 25 年度)

支 給 実 績	4 3 0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額	7 2 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	1 0 . 0 %	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	町税事務手当
	多くの職員に支給されている手当	町税事務手当

(5) 時間外勤務手当

平成 25 年度	支給総額	8, 0 2 1 千円
	職員 1 人当たり支給年額	1 4 9 千円
平成 24 年度	支給総額	8, 7 7 9 千円
	職員 1 人当たり支給年額	1 6 3 千円

9 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町 長	600,000 円
	副町長	540,000 円
報 酬	議 長	304,000 円(273,600 円)
	副議長	252,000 円(226,800 円)
	議 員	210,000 円(189,000 円)
期 末 手 当	町 長 副町長	(平成26年度支給割合) 2.95 月分
	議 長 副議長 議 員	(平成26年度支給割合) 2.95 月分
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式・支給時期) 在職年方式・任期毎 1年につき 町 長 給料月額×450/100 副町長 給料月額×270/100

(注) () 書きは、特例条例により減額後の額です。

10 給与改定の状況 (平成25年度)

改定の項目	改 定 内 容	改定期日
改定なし		

11 給与制度・運用の見直し状況 (平成25年度)

見直しの項目	見直し内容	改正期日
—	—	—

12 財政健全化計画に伴う給与等のカット状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	内 容
特 別 職	給料の減額・・・町長 なし 副町長、教育長 なし 報酬の減額・・・議会議員 10%
一 般 職	給料の減額・・・なし 管理職手当の減額・・・なし

(注) 平成25年4月1日から町長、副町長、教育長は給料を減額改定しています。

III 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間 (平成25年4月1日現在)

開 始 時 刻	8 時 30 分
終 了 時 刻	17 時 15 分
休 憩 時 間	60 分 (12 時 00 分～13 時 00 分)
週 休 日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれません。

(参考) 一般的な勤務時間パターンの例

8:30	12:00 13:00	17:15
勤務	休憩	勤務

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成26年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日 翌年への繰越し20日を限度	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の負傷の場合 やむを得ないと認められる期間 私傷病の場合 引き続き90日を超えない範囲内	有給	
夏期休暇	夏期における心身の健康の維持及び増進	7月から9月までの期間に3日の範囲内	有給	
生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日を超えない範囲	有給	
産前休暇	出産する予定である場合	出産前8週間(多胎妊娠14週間)	有給	
産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	有給	
結婚休暇	結婚する場合	連続する7日以内	有給	
職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付き添いのため勤務しないことが相当である場合	3日の範囲内	有給	
親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日～10日以内	有給	
父母、配偶者及び子を追悼する場合	職員が父母、配偶者及び子のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲内	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給	
組合休暇	登録された職員団体の業務又は活動をする場合	1暦年につき30日まで	無給	
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	裁判員、証人、鑑定人等としての出頭	裁判員、証人、鑑定人等として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	現住居の滅失、破損	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7日の範囲内	有給
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避	災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	必要と認められる期間	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	一の年において5日以内	有給
	生後満3年に達しない子を育てる場合	生後3年に満たない子を育てる職員が授乳等を行う場合	満1歳までの子は1日120分、満1歳から3歳までの子は1日60分を30分単位として2回	有給
	職員の妻が出産する場合の子の養育	職員の妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	当該期間につき5日以内	有給
子の看護のための休暇	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給	

(2) 育児休業制度

(平成25年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる期間	無給

3 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	対象職員数 C (人)	平均取得日数 B/C (日)	消化率 B/A (%)
2,174	621	59	10.5	28.6

(注) 対象期間 暦年(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

4 育児休業の取得状況

平成25年度 20日

5 介護休業の取得状況

平成25年度 2日

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています。(地方公務員法第28条)。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるかとされています。(地方公務員法第29条)

1 分限処分の状況

(平成25年度)

区 分	降任	免職	休職	降給
勤務実績がよくない場合	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	1	—
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—
職制、定数の改廃、予算の減少等により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—

2 懲戒処分の状況

(平成25年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非違のあった場合	—	—	—	—	1

V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。(地方公務員法第30条)

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

(同 32 条)、信用失墜行為の禁止 (同 33 条)、職務上知り得た秘密を守義務 (同 34 条)、職務に専念する義務 (同 35 条)、政治的行為の制限 (同 36 条)、争議行為等の禁止 (同 37 条)、営利企業等の従事制限 (同 38 条) などさまざまな制約が課せられます。

営利企業等従事許可の状況

(平成 25 年度)

	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	—
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	—
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	—

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員の研修

(平成 25 年度)

区 分	実施場所等	研 修 名	受講者数(人)	
一般研修	浜田教育センター外	市町村新規採用職員研修 (前期・後期)	3	
	浜田教育センター	中堅職員研修	1	
	〃	係長必修選択研修	—	
	〃	新任課長研修	1	
	〃	新任課長補佐研修	4	
	〃	新任係長研修	4	
	〃	一般職員 I 課程研修	1	
	小 計			14
業務研修	松江市、浜田市等	島根県自治研修所主催研修	13	
	〃	島根県市町村総合事務組合主催研修	7	
	小 計			21
特別研修	東京都	市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)	4	
	〃	自治大学校	1	
	〃	自治体職員論	1	
	〃	フードソリューションシステム研修	2	
	神奈川県葉山町	社会福祉主事資格認定課程スクーリング	2	
	京都市	広報基礎講習	1	
	広島県東広島市	社会教育主事講習	1	
	広島県広島市	国民保護 Jアラート研修外	2	
	福岡市	IT 機器の活用と管理研修	2	
	松江市外	農地農業用施設災害研修外	13	
	川本町役場	人事評価研修	15	
	〃	接遇基礎研修	13	
	小 計			57
	合 計			92

VII 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません。（地方公務員法第 42 条）

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって島根県市町村職員共済組合が制度を、実施しています。

福利厚生の状況

区 分	内 容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施
共済組合	◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○保険給付 療養給付、入院時食事医療費、特定療養費、高額医療費 ○休業給付 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金 ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 ○退職共済年金 組合員期間が 1 ヶ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（65 歳未満で受給できる特例あり） ○傷害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで傷害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 ○保健事業 短期人間ドッグ、指定宿泊施設利用助成など ○貯金事業 積立貯金 ○貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高齢者医療貸付など
市町村職員互助会	◎給付事業 退職後人間ドッグ補助、結婚祝金、育児助成金、会員・家族療養費等

2 健康診断の状況 （平成 24 年度）

健康診断の種類	対象者	受診者
定期健康診断	59 人	58 人

3 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、又は負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います。(地方公務員法第 45 条第 1 項) 具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的期間として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われます。

公務災害等の認定状況 (単位：件、平成 25 年度)

公務災害	通勤災害	計
1	—	—

4 措置要求・不服申し立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られる服申し立てをすることができます(同法 49 条の 2 第 1 項)。

川本町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を島根県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 25 年度中において、勧告はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成 25 年度中において、是正の指示はありませんでした。